

# 玉村町在住の高齢者にタクシー利用補助券を交付します

環境安全課 ☎64-7708

自家用車を利用しにくい高齢者や、運転免許証を自主返納した人を対象に、タクシーの利用料金の一部を助成します。今回の実証実験での結果や問題点を検証し、本格導入への判断材料とします。

4月1日～2020年3月31日まで使えるタクシー利用補助券500円（上限）×48枚を、対象者からの申請により交付します。（1人あたり1回の乗車につき2枚まで使えます）



**見本** \*\*-2019-01

玉村町タクシー利用補助券

2019年度 2020.3.31まで

氏名 玉村 太郎

利用可能額 **500円** まで

利用できるタクシー事業者  
〔交友タクシー(有)、平和交通、丸直タクシー(株)〕

発行者  
玉村町長  
(専任の金庫)  
TEL.0270-64-7708

【御利用上の注意】①乗車時に本券をドライバーにお渡しください。②1人につき1乗車に対して2枚まで使えます。③御本人が乗車しない場合は使えません。④本券に対してのお釣りは出ません。⑤上記の年度及び期限内以外では使えません。⑥町内外で使えます。⑦再発行はできません。

**利用できるタクシー事業者は、次の3社のみです。**

**交友タクシー(有)**

**☎0270-65-5656**

**平和交通**

**☎0274-42-0016**

**丸直タクシー(株)**

**☎0274-42-2222**

## 対象者

申請日時時点で、下記（1）と（2）、または（1）と（3）に該当する人

- （1）玉村町に住民票を有し、町税に滞納が無く、福祉タクシー対象者（※）でない人
- （2）満75歳以上の人
- （3）満65歳以上かつ、有効期間内の全ての運転免許を自主返納した人

（※）福祉タクシー対象者…玉村町福祉タクシー料金給付事業による福祉タクシー料金給付利用券の交付を受けている人

## 申請場所

環境安全課（役場2階④番窓口）



## 申請に必要なもの

- 玉村町タクシー利用補助券交付申請書（申請場所で配布または町ホームページでダウンロード）
- 住所、氏名、生年月日を証明できるもの（健康保険証等の公的な本人確認書類）
- 印鑑
- 「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」の写し【（3）に該当する人のみ】

## その他

- ・郵送または来庁にて申請してください。昨年度申請した人も、再度申請が必要です。
- ・タクシー利用補助券の交付は、後日郵送となります。（代理人が窓口で受け取る場合は、委任状が必要です）
- ・申請期限は、2020年2月29日までです。（郵送の場合は必着）
- ・補助券ごとの利用期限は設けていません。どの補助券も2020年3月31日まで利用できます。
- ・玉村町外でも利用できますが、上記の3事業者のみが利用券の対象です。
- ・本人が乗車しない場合は利用できません。（乗車時に公的な本人確認書類を提示）
- ・乗車時に、写真付き「運転経歴証明書」を提示すると、運賃が1割引されます。